

町民税・県民税 森林環境税 特別徴収のしおり

目次

- P.2～ 4 特別徴収事務の概要
- P.5～ 6 異動届出書の提出について
- P.7～18 各種届出様式・eLTAXのご紹介

八郎潟町 税務会計課

〒018-1692 秋田県南秋田郡八郎潟町字大道 8 0 番地

TEL:018-875-5807 FAX:018-875-3096

<https://www.town.hachirogata.akita.jp>

特別徴収対象事業所 御中

日頃より個人住民税特別徴収事務へのご理解・ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

この「特別徴収のしおり」は、事務が円滑に進むよう、注意事項や各種届出様式等をまとめたものです。

町ホームページにも様式データ等を掲載しておりますのでご活用ください。

同封した書類について

以下の書類を同封しましたのでご確認ください。

- 1 特別徴収納入書(年税額0円・送付不要の申出があった事業所を除く)
- 2 給与所得等に係る町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額通知書
(特別徴収義務者用)(電子受け取り希望の事業所除く・3も同じ)
- 3 給与所得等に係る町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額通知書
(納税義務者用) ※中を開かずに本人へ配布してください。

給与所得等に係る町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額通知書(納税義務者用)について

給与支払報告書の提出後に退職したが届出がされていない、普通徴収の希望理由が不明瞭・不適切などの場合には貴事業所での特別徴収として通知書を送付していることがあります。

特別徴収できない方が含まれていた場合は、その方宛の税額通知書を同封のうえ、直ちに給与所得者異動届出書(P.13)を提出してください。

月割額の徴収・納入について

特別徴収義務者用の税額通知書に記載された各納税義務者の月割額をご確認のうえ、6月から翌年5月までの毎月の給与から徴収してください。

徴収した月割額の合計額を翌月10日(休日の時は10日以降最初の平日)までに下記の指定金融機関等へ納入してください。

- ・八郎潟町役場税務会計課
- ・北都銀行
- ・秋田銀行
- ・秋田信用金庫
- ・あきた湖東農業協同組合
- ・東北6県内の郵便局・ゆうちょ銀行

指定金融機関等がお近くにない場合

お近くに指定金融機関等がない場合には、お近くの郵便局・ゆうちょ銀行に指定通知書(P.9)をご提出いただくことで、東北6県内と同様に納入することができます。提出先の郵便局・ゆうちょ銀行の名称変更等がない限り有効ですので、毎年ご提出いただく必要はございません。

納期限後の納入について

特別の理由なく月割額を納期限までに納入しなかった場合には、納期限の翌日から納入の日までの日数に応じて延滞金が増算されます。

また、納期限までに納入しなかったために督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日経過した日までにその税金を完納されない場合には、滞納処分を受けることとなります。

特別徴収税額の納期の特例

給与の支払いを受ける方(当町以外の方含む)が常時10人を下回る事業所に限り、特別徴収税額の納期の特例に関する申請書(P.11)をご提出いただくことで月割額の納入を年2回で済ませることができます。(滞納状況等により申請を承認できない場合や、承認を取り消す場合もございます。)

異動届出書の提出について

退職・転勤・休職などにより給与の支払いを受けなくなる方や、就職・復職などにより特別徴収を開始・再開する方がいる場合には、直ちに異動届出書(①～③:P.13、④:P.15、⑤:P.17)をご提出ください。提出された届出書を基に特別徴収義務者や納税義務者へ通知書等を送付しますので、お忘れのないようにご注意ください。

なお、特記事項がない場合には送付文書等は不要です。また、月割額に変更が生じない場合は納付書は送付いたしません。

①転勤先で特別徴収する場合

転勤先で引き続き特別徴収を行う場合には、必ず届出書に転勤先の所在地・名称等をご記入ください。記載のない場合は確認のため問い合わせ等を行わせていただきます。

②未徴収税額を一括徴収する場合 (翌年1月以降必須)

未徴収の税額を退職金や給与等から差し引いて納入する場合は、残りの税額と何月分で納入するかを届出書にご記入ください。翌年1月以降の異動者の未徴収税額は一括徴収することが義務づけられています。

③普通徴収により納税義務者本人が納める場合

12月末日までに異動される方で、未徴収税額の一括徴収の申出がない場合は、残額を本人が納付書等で直接納付する普通徴収となります。

当町では普通徴収の納期を6月・8月・10月・12月の4回としておりますので、異動月によって1回ごとの納付額や納付回数が変わる旨あらかじめ異動者へご説明ください。

④特別徴収を開始・再開する場合

普通徴収となっている方を貴事業所での特別徴収に切り替える場合には、通常の異動届出書でなく特別徴収への変更依頼書をご提出ください。

未納額を特別徴収の開始月から翌年5月まで配分することとなりますが、既に納期限を過ぎている分や過年度分については未納であっても切り替えできませんのでご注意ください。本人が納付するようにご指導願います。

⑤事業所の所在地や名称等に変更のある場合

事業所の所在地や名称、連絡先などに変更があった場合や、書類の送付先を現在のものから変更したい場合には、特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書をご提出ください。

各種届出様式・eLTAXのご紹介

前ページまでに説明した個人住民税の特別徴収に関する各種届出の様式と記載例をご用意しました。コピーしていただくか、町ホームページから様式をダウンロードしていただきご利用ください。

また、様式名の後ろに(eL)と記載のあるものはeLTAX(地方税ポータルシステム)による電子申請が可能です。不備があってもその場で確認・修正でき、郵便料金等のコストも削減できますので、既に給与支払報告書の提出等でeLTAXをご活用 of 事業所におかれましては、eLTAXでのご申請をおすすめします。

まだeLTAXを利用されていない事業所でも、インターネットに接続可能なPCがあれば無料でご利用いただけます。届出以外にも、インターネットバンキングで当町の指定金融機関等以外でも地方税の納付・納入を行えるなど、さまざまな利点がございますので、この機会にぜひ導入をご検討ください。

eLTAXの詳細につきましては、eLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp>)をご覧ください。eLTAXヘルプデスク(TEL:0570-081459)へお問い合わせください。

様式目次

P. 9~10 指定通知書

P.11~12 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

P.13~14 給与所得者異動届出書(eL)

P.15~16 給与所得者異動届出書(特別徴収への変更依頼書)(eL)

P.17~18 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書(eL)

____ 郵便局長 様

ゆうちょ銀行 _____ 長 様

八郎潟町長 畠山 菊夫

(公 印 省 略)

指定通知書

貴行・局を地方税法第321条の5第4項の規定により、当町の町民税・県民税・森
林環境税特別徴収の取扱機関に指定しましたので通知します。

記

口 座 番 号 02220-5-960873

加 入 者 名 八郎潟町会計管理者

取りまとめ局 仙台貯金事務センター

事 業 所 名 _____

(指定番号: _____)

記入例

令和8年8月8日

10

八郎 鴻 郵便局長 様

ゆうちょ銀行 長 様

八郎鴻町長 畠山 菊夫

(公 印 省 略)

指定通知書

貴行・局を地方税法第321条の5第4項の規定により、当町の町民税・県民税・森
林環境税特別徴収の取扱機関に指定しましたので通知します。

記

口座番号 02220-5-960873

加入者名 八郎鴻町会計管理者

取りまとめ局 仙台貯金事務センター

事業所名 株式会社8・エンタテインメント

(指定番号: 8 8 8 8 8 8 8)

特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

地方税法第321条の5の2の規定により、特別徴収税額の納期の特例に関する承認を申請いたします。

八郎潟町長 殿 年 月 日提出	給与支払者 (特別徴収 義務者)	所 在 地	〒												特別徴収義務者 指 定 番 号		
		フリガナ													担当者 連絡先	所 属	
		氏名又は名称														氏 名	
		個人番号 又は法人番号														←個人番号は 右詰で記載	電 話
特例の適用を受けようとする税額		年 月以降に納期が到来する特別徴収税額															
申請日前6ヶ月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支払金額 ※八郎潟町外を含む事業所全体の人員及び支払額を記載すること。 ※()内には臨時勤務者の人数と支払金額を記載すること。		月 区 分	給 与 支 払 人 員										給 与 支 払 額				
		年 月	人 (内臨時 人)										円 (内臨時 円)				
		年 月	人 (内臨時 人)										円 (内臨時 円)				
		年 月	人 (内臨時 人)										円 (内臨時 円)				
		年 月	人 (内臨時 人)										円 (内臨時 円)				
		年 月	人 (内臨時 人)										円 (内臨時 円)				
		年 月	人 (内臨時 人)										円 (内臨時 円)				
町税等の滞納又は納付・納入の遅延がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細																	
申請の日1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことの有無及び取消年月日		有 (年 月 日承認取消) ・ 無															
備 考																	

※前年度までに納期の特例の承認を受けている事業所については提出不要

※給与の支払を受ける者が常時10人以上の事業所は特例の適用不可

記入例

特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

地方税法第321条の5の2の規定により、特別徴収税額の納期の特例に関する承認を申請いたします。

八郎潟町長 殿 令和8年8月8日提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒018-1692 八郎潟町字大道 8 0 番地										特別徴収義務者 指 定 番 号	8888888			
		フリガナ	エイトエンタテインメント										担当者 連絡先	所 属	給与係		
		氏名又は名称	株式会社 8 ・エンタテインメント											氏 名	ニャンパチ		
		個人番号 又は法人番号	4	0	0	0	0	2	0	0	5	3		6	3	5	←個人番号は 右詰で記載
特例の適用を受けようとする税額		令和8年9月以降に納期が到来する特別徴収税額															
申請日前6ヶ月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支払金額 ※八郎潟町外を含む事業所全体の人員及び支払額を記載すること。 ※()内には臨時勤務者の人数と支払金額を記載すること。		月 区 分	給 与 支 払 人 員										給 与 支 払 額				
		令和8年2月	8人 (内臨時 2人)										1,800,000円 (内臨時 300,000円)				
		令和8年3月	7人 (内臨時 1人)										1,650,000円 (内臨時 150,000円)				
		令和8年4月	9人 (内臨時 3人)										1,950,000円 (内臨時 450,000円)				
		令和8年5月	6人 (内臨時 0人)										1,500,000円 (内臨時 0円)				
		令和8年6月	6人 (内臨時 0人)										1,500,000円 (内臨時 0円)				
		令和8年7月	6人 (内臨時 0人)										1,500,000円 (内臨時 0円)				
町税等の滞納又は納付・納入の遅延がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細																	
申請の日1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことの有無及び取消年月日		有 (年 月 日承認取消) ・ (無)															
備 考																	

※前年度までに納期の特例の承認を受けている事業所については提出不要

※給与の支払を受ける者が常時10人以上の事業所は特例の適用不可

給 与 支 払 報 告 収 入 特 別 徴 収 に 係 る 給 与 所 得 者 異 動 届 出 書															年 度		1. 現 年 度 2. 新 年 度 3. 両 年 度									
八郎湯町長 殿 年 月 日 提出			給 与 支 払 者 (特 別 徴 収 義 務 者)		所 在 地		〒								特 別 徴 収 義 務 者 指 定 番 号											
					フリガナ										担 当 者 連 絡 先		所 属									
					氏 名 又 は 名 称												氏 名									
					個 人 番 号 又 は 法 人 番 号																← 個 人 番 号 は 右 詰 で 記 載		電 話			
給 与 所 得 者	フリガナ						(ア) 特 別 徴 収 税 額 (年 税 額)		(イ) 徴 収 済 額		(ウ) 未 徴 収 税 額 (ア) - (イ)		異 動 日 年 月 日		異 動 の 事 由			異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法								
	氏 名																									
	生 年 月 日		年 月 日				月 从 月 まで		月 从 月 まで		年 月 日		1. 退 職 2. 転 任 3. 休 職 4. 死 亡 5. 支 払 少 額 6. 合 併 7. そ の 他 職 働 欠 勤 散 他 不 定 期 解 雇			1. 特 別 徴 収 継 続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 (本 人 納 付)										
	個 人 番 号																									
	受 給 者 番 号																									
	1 月 1 日 現 在 の 住 所																									
異 動 後 の 住 所						円		円		円		事 由														
1. 特 別 徴 収 継 続 の 場 合															新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。											
新 しい 勤 務 先	特 別 徴 収 義 務 者 指 定 番 号		新規		法 人 番 号																					
	所 在 地		〒				担 当 者 連 絡 先		所 属						受 給 者 番 号		納 付 書 の 要 否		右 側 番 号 を 記 入		1. 必 要 2. 不 要					
	フリガナ								氏 名																	
	氏 名 又 は 名 称								電 話																	
2. 一 括 徴 収 の 場 合															左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分) で納入します。											
理 由	1. 異 動 が 年 12 月 31 日 まで で、一 括 徴 収 の 申 出 が あ っ た た め		2. 異 動 が 年 1 月 1 日 以 降 で、特 別 徴 収 の 継 続 の 申 出 が な い た め				徴 収 予 定 月 日		徴 収 予 定 額 (上 記 (ウ) と 同 額)		円															
							月 日																			
3. 普 通 徴 収 の 場 合															※ 市 町 村 記 入 欄											
理 由	1. 異 動 が 年 12 月 31 日 まで で、一 括 徴 収 の 申 出 が な い た め		2. 年 5 月 31 日 まで に 支 払 わ れ る べ き 給 与 又 は 退 職 手 当 等 の 額 が 未 徴 収 税 額 (ウ) 以 下 で あ る た め				3. 死 亡 に よ る 退 職 で あ る た め																			

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

年 度

①現年度 2.新年度 3.両年度

八郎潟町長 殿	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 〒018-1692 八郎潟町字大道 8 0 番地 フリガナ エイトエンタテインメント 氏名又は名称 株式会社 8・エンタテインメント 個人番号 又は法人番号 400000200536335	特別徴収義務者 所 属 氏 名 電話	8888888 給与係 ニャンパチ 018-875-5807	
令和8年8月8日提出	フリガナ ハチロウ タツコ 氏 名 八郎 辰子 生年月日 昭和48年8月8日 個人番号 8888888888888888 受給者番号 8 1月1日 現在の住所 八郎潟町字大道 8 0 番地 異動後の住所 秋田県秋田山市山王 4 丁目 1 番 1 号	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 88,800 (イ) 徴収済額 6 月から 7 月まで 円 14,800 円 (ウ) 未徴収税額 (アーイ) 8 月から 5 月まで 円 74,000 円	異 動 年 月 日 令和 8 年 7 月 31 日	異 動 の 事 由 1. 退職 2. 休 職・長 期欠勤 3. 退職 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 停 止 7. その他 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	
1.特別徴収継続の場合	特別徴収義務者 所 属 フリガナ 氏名又は名称	88888888 (新規) 法人番号 8888888888888888 〒010-0951 秋田県秋田山市山王 4 丁目 1 番 1 号 フリガナ アキタエンパワメント 氏名又は名称 一般社団法人秋田エンパワメント	所 属 氏 名 電話	総務課 人事班 ニャンジロウ 018-875-5804	新しい勤務先へは、月割額 7,400 円を 8 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。 受給者番号 888 納付書の要否 2. 必要 1. 必要 2. 不要
2.一括徴収の場合	1.異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2.異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定日 月 日 円	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分) で納入します。	
3.普通徴収の場合	1.異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3.死亡による退職であるため	中 市 町 村 記 入 欄			

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

年 度

1.現年度 2.新年度 ③両年度

八郎潟町長 殿	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 〒018-1692 八郎潟町字大道 8 0 番地 フリガナ エイトエンタテインメント 氏名又は名称 株式会社 8・エンタテインメント 個人番号 又は法人番号 400000200536335	特別徴収義務者 所 属 氏 名 電話	8888888 給与係 ニャンパチ 018-875-5807
令和9年3月8日提出	フリガナ ハチロウ タロウ 氏 名 八郎 太郎 生年月日 昭和28年8月8日 個人番号 8686868686868686 受給者番号 1 1月1日 現在の住所 八郎潟町字大道 8 0 番地 異動後の住所 同上	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 868,600 (イ) 徴収済額 6 月から 2 月まで 円 651,700 円 (ウ) 未徴収税額 (アーイ) 3 月から 5 月まで 円 216,900 円	異 動 年 月 日 令和 9 年 3 月 31 日	異 動 の 事 由 1. 退職 2. 休 職・長 期欠勤 3. 退職 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 停 止 7. その他 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
1.特別徴収継続の場合	特別徴収義務者 所 属 フリガナ 氏名又は名称	86868686 (新規) 法人番号 8686868686868686 〒 フリガナ 氏名又は名称	所 属 氏 名 電話	新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。 受給者番号 納付書の要否 1. 必要 2. 不要
2.一括徴収の場合	1.異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2.異動が 令和9 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定日 3 月 19 日 円	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 216,900 円	左記の一括徴収した税額は、 3 月分(翌月10日納入期限分) で納入します。
3.普通徴収の場合	1.異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3.死亡による退職であるため	中 市 町 村 記 入 欄		

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

年 度

1.現年度 ②新年度 3.両年度

八郎潟町長 殿	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 〒018-1692 八郎潟町字大道 8 0 番地 フリガナ エイトエンタテインメント 氏名又は名称 株式会社 8・エンタテインメント 個人番号 又は法人番号 400000200536335	特別徴収義務者 所 属 氏 名 電話	8888888 給与係 ニャンパチ 018-875-5807
令和9年5月22日提出	フリガナ ニャンクロエ 氏 名 ニャンクロエ 生年月日 平成29年9月6日 個人番号 2962962962962962 受給者番号 6 1月1日 現在の住所 八郎潟町字大道 8 0 番地 異動後の住所 同上	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 22,200 (イ) 徴収済額 月 月 円 0 円 (ウ) 未徴収税額 (アーイ) 6 月 5 月 円 22,200 円	異 動 年 月 日 令和 9 年 6 月 10 日	異 動 の 事 由 1. 退職 2. 休 職・長 期欠勤 3. 退職 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 停 止 7. その他 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
1.特別徴収継続の場合	特別徴収義務者 所 属 フリガナ 氏名又は名称	88888888 (新規) 法人番号 8888888888888888 〒 フリガナ 氏名又は名称	所 属 氏 名 電話	新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。 受給者番号 納付書の要否 1. 必要 2. 不要
2.一括徴収の場合	1.異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2.異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定日 月 日 円	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分) で納入します。
3.普通徴収の場合	1.異動が 令和9 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3.死亡による退職であるため	中 市 町 村 記 入 欄		

記入例

左上:特別徴収継続の場合
8月給与から新事業所で徴収

右上:一括徴収の場合
3月給与で残額を一括徴収

左下:普通徴収の場合
長期休暇のため新年度は本人納付

給 与 支 払 報 告
特 別 徴 収 に係る給与所得者異動届出書(特別徴収への変更依頼書)

八郎湯町長 殿 年 月 日提出	給与支払者 (特別徴収 義務者)	所 在 地	〒												特別徴収義務者 指 定 番 号	新規	
		フリガナ													担当者 連絡先	所 属	
		氏名又は名称														氏 名	
		個人番号 又は法人番号															←個人番号は 右 詰 で 記 載

給 与 所 得 者	フリガナ			個人番号												普通徴収	年 税 額	円	
	氏 名			受給者番号											納 付 済 額		円		
	生年月日	年	月	日	異動年月日	年 月 日											納 付 済 期	月随時分 期分 まで	
	1月1日 現在の住所															特別徴収開始予定月	月分(翌月10日納入期限分)		
	現 在 の 住 所															納付書の要否	要・不要		
備 考																※市町村記入欄			

※二重納付を防ぐため、未納分の普通徴収の納付書がある場合は、この届出に添付するか破棄してください。

※納期限を過ぎているもの、過年度のものは特別徴収に切り替えることができません。必ず本人が納付するようにお伝えください。

※年税額が0円の方、全額を納付済の方については届出の必要はありません。

記入例

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書(特別徴収への変更依頼書)

八郎潟町長 殿 令和8年6月5日提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒018-1614 八郎潟町字中田 6 7 番地 4										特別徴収義務者 指 定 番 号	新規		
		フリガナ	シーウィードアキタ										担当者 連絡先	所 属	人事課	
		氏名又は名称	合同会社シーウィード秋田											氏 名	与市兵衛	
		個人番号 又は法人番号	4	0	0	0	0	2	0	0	5	3		6	3	5

給 与 所 得 者	フリガナ	サダクロウ	個人番号	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	普通徴収	年 税 額	55,500 円
	氏 名	定九郎	受給者番号	5										納 付 済 額		16,500 円	
	生年月日	昭和55年5月5日	異動年月日	令和8年7月1日										納 付 済 期		1 月随時分 (期分) まで	
得 者	1月1日 現在の住所	八郎潟町字大道 8 0 番地												特別徴収開始予定月	7 月分(翌月10日納入期限分)		
	現 在 の 住 所	八郎潟町字中田 6 7 番地 4												納付書の要否	(要)・不要		
備 考														※市町村記入欄			

※二重納付を防ぐため、未納分の普通徴収の納付書がある場合は、この届出に添付するか破棄してください。

※納期限を過ぎているもの、過年度のものは特別徴収に切り替えることができません。必ず本人が納付するようにお伝えください。

※年税額が0円の方、全額を納付済の方については届出の必要はありません。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

八郎潟町長 殿 年 月 日提出	給与支払者 (特別徴収 義務者) ※変更前	所在地	〒												特別徴収義務者 指 定 番 号					
		フリガナ													担当者 連絡先	所 属				
		氏名又は名称														氏 名				
		個人番号 又は法人番号														←個人番号は 右 詰 で 記 載	電 話			
変更事項 ※変更項目のみ記入すること		所在地	〒												変更年月日		年 月 日			
		フリガナ													担当者 連絡先	所 属				
		氏名又は名称														氏 名				
		個人番号 又は法人番号														←個人番号は 右 詰 で 記 載	電 話			
変 更 理 由			右 から 番 号 を 記 入	1. 氏名又は名称の変更 2. 所在地の変更 3. 法人格取得 4. 個人事業化 5. 特別徴収事務の一本化 6. 合併による変更(登記上法人は存続) 7. 合併による変更(登記上法人は解散) 8. その他(備考欄に記入)																
(変更理由が5,7の場合) 変更後の特別徴収義務者指定番号			右 から 番 号 を 記 入	1. 変更前の事業所の指定番号を使用 2. 変更後の事業所の指定番号を使用(番号がない場合は新規取得)																
特別徴収関係書類送付先の変更 (1の場合右欄に記入)		所在地	〒												担当者 連絡先	所 属				
		フリガナ														氏 名				
		氏名又は名称														電 話				
	右 から 番 号 を 記 入	1. 新規登録・内容変更 2. 登録済送付先の廃止																		
備 考														※市町村記入欄						

※指定番号の切替・新規取得を行う場合は、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。提出されないと処理が行えません。

※指定番号に変更がない場合は納付書は送付しません。お手元の納付書をそのままご利用いただけます。

記入例

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

八郎潟町長 殿 令和8年2月2日提出	給与支払者 (特別徴収 義務者) ※変更前	所在地	〒018-1621 八郎潟町字家ノ後6番地1												特別徴収義務者 指定番号		8686868			
		フリガナ	ハチロウガタコミュニティ												担当者 連絡先	所属	庶務係			
		氏名又は名称	有限会社八郎潟コミュニティ													氏名	ニャンロク			
		個人番号 又は法人番号	8	6	8	6	8	6	8	6	8	6	8	6	8	個人番号は 右詰で記載	電話	018-875-5804		
変更事項 ※変更項目のみ記入すること		所在地	〒018-1692 八郎潟町字大道80番地												変更年月日		令和8年4月1日			
		フリガナ	エイトプロダクション												担当者 連絡先	所属	総務課			
		氏名又は名称	株式会社8プロダクション													氏名	ニャンパチ			
		個人番号 又は法人番号	4	0	0	0	0	2	0	0	5	3	6	3	5	個人番号は 右詰で記載	電話	018-875-5807		
変更理由		7	右から 番号を 記入	1. 氏名又は名称の変更 2. 所在地の変更 3. 法人格取得 4. 個人事業化 5. 特別徴収事務の一本化 6. 合併による変更(登記上法人は存続) 7. 合併による変更(登記上法人は解散) 8. その他(備考欄に記入)																
(変更理由が5,7の場合) 変更後の特別徴収義務者指定番号		2	右から 番号を 記入	1. 変更前の事業所の指定番号を使用 2. 変更後の事業所の指定番号を使用(番号がない場合は新規取得)																
特別徴収関係書類送付先の変更 (1の場合右欄に記入)		所在地	〒018-1635 八郎潟町字洲先244番地												担当者 連絡先	所属	住民税担当			
		フリガナ	エイトプロダクション キュウヨジムセンター												氏名	ニャンマサ				
		氏名又は名称	株式会社8プロダクション 給与事務センター												電話	018-875-5800				
1	右から 番号を 記入	1. 新規登録・内容変更 2. 登録済送付先の廃止																		
備考																※市町村記入欄				

※指定番号の切替・新規取得を行う場合は、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。提出されないと処理が行えません。

※指定番号に変更がない場合は納付書は送付しません。お手元の納付書をそのままご利用いただけます。